

令和 8 年（2026 年）8 月 7 日

中央区・東区・西区・北区に拠点避難所を設置します

本市では、令和 8 年熊本地震により避難生活を送られている方の生活環境の改善と支援の充実を図るため、被害が甚大な南区を除く 4 区に拠点避難所を設置します。
拠点避難所の設置は、令和 8 年（2026 年）8 月 9 日（日）です。

1 運用開始日 令和 8 年（2026 年）8 月 9 日（日）

2 拠点避難所

区	拠点避難所	住所
中央区	大江公民館	中央区大江 6 丁目 1－8 5
東 区	秋津公民館	東区秋津 3 丁目 1 5－1
西 区	花園公民館	西区花園 5 丁目 8－3
北 区	龍田公民館	北区龍田弓削 1 丁目 1－1 0

※拠点避難所の設置に伴い、現在開設している各区（南区を除く。）の避難所は、順次閉鎖となります。

※拠点避難所の設置にあたっては、事前に避難者への説明と意向調査を行うとともに、各区の職員等がすべての避難所を巡回し、住まいに関する相談対応や災害ボランティアの紹介、ホテル避難やみなし仮設住宅等の説明などの支援を実施しています。

3 拠点避難所の環境

拠点避難所では、避難者の皆様が少しでも安心して生活できるよう、適切な生活環境と衛生環境を確保します。

主な整備内容は次のとおりです。

- ・洗濯機、冷蔵庫、電子レンジなど、日常生活に必要な設備の整備
- ・シャワーブースの設置による衛生環境の確保

また、拠点避難所での感染症予防等衛生環境の確認を実施します。

4 南区の避難所について

南区については、被害が甚大であることから、今回の拠点避難所設置の対象とはせず、避難者数や被害状況、避難所の運営状況等を踏まえ、別途対応を検討します。

5 取材に関する留意事項

- 取材を希望される方は、8月8日（土）正午までに、下記問い合わせ先（拠点避難所の設置に関すること 328-2736）にご連絡ください。
- 避難所における取材及び撮影に際しては、避難者の心情及びプライバシーに十分配慮し、本人の承諾なく顔や個人を特定できる映像・写真等を撮影しないようお願いします。また、避難者に対する取材についても、本人の意思を尊重し、過度な接触とならないようご配慮ください。

【お問い合わせ先】

○拠点避難所の設置に関すること

文化市民局対策部

（生涯学習課・生活安全課）

電話：096-328-2736

生涯学習課 課長：原武 尚子（はらたけ なおこ）

生活安全課 課長：菊池 寿人（きくち ひさと）

○拠点避難所の衛生環境に関すること

感染症予防課

電話：096-364-3189

課長：鳩野 浩次（はとの こうじ）